

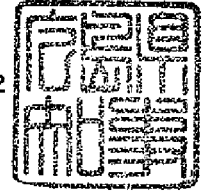


森林施業計画認定請求書

平成23年4月28日

北広島町長 様
(産業課)

請求者 住所 広島市中区基町10-52
氏名 広島県知事 湯崎 英彦



別紙の森林施業計画書に次の書類を添えて森林法第11条第1項の規定による認定の請求をします。

- 1 森林施業計画書の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域(風害の防備のための森林林業生産の基盤のその他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域)を表示した図面
- 2 森林施業計画書の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面(森林施業委託契約書等)

森林施業計画書

〔自 平成23年6月 1日〕
〔至 平成28年5月31日〕

1 森林施業の実施に関する長期の方針

(1) 森林施業の実施に関する基本方針

ア 公益的機能別施業森林の区域以外の区域内に存する森林(資源循環林)

該当なし

イ 水源かん養機能維持増進森林(水土保全林)

水源かん養機能の維持向上のために、できるだけ短伐期の皆伐を避け、収入間伐を繰り返しての長伐期施業とする。
また、地形を改変し水系を変えるような無理な路網は計画しないものとする。

ウ 環境保全機能等維持増進森林(共生林)

該当なし

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積(m ³)			造林面積(ha)		
		主伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
アの森林	I 分期						
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期			該当なし			
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						
	小計						
イの森林	I 分期		3,409	3,409			
	II 分期						
	III 分期		4,801	4,801			
	IV 分期						
	V 分期		5,365	5,365			
	VI 分期						
	VII 分期	16,985		16,985	46.92		46.92
	VIII 分期						
	小計	16,985	13,575	30,560	46.92		46.92
ウの森林	I 分期						
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期			該当なし			
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						
	小計						

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

該当なし

(4) その他参考とすべき事項

計画対象森林のすべてについて、公益的機能の維持に配慮した持続可能な利用を進める。

県営林			認 定 請 求 者	所在場所				森 林 所 有 者	森 林 の 区 分 等	森林の現況							伐採計画				造林計画				備 考					
林班	小班			都 道 府 県	市 町	大 字	地 番			機 能 別 区 分	施 業 方 法 等	面 積 (ha)	人 工 林 ・ 天 然 林 の 別	樹 種 又 は 林 相	樹 高 (m)	林 齢	立 木 材 積 (m3)	摘 要	時 期	主 伐 間 伐 別	伐採方法		伐 採 面 積 (ha)	伐 採 立 木 材 積 (m3)		時 期	造 林 方 法	造 林 樹 種	造 林 面 積 (ha)	植 栽 本 数 (本/ha)
																					皆 伐 択 伐 等 の 別	そ の 他								
6	り	(一)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.12	天	広葉樹		76	18												制限林	
6	り	(一)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.08	天	アカマツ		76	21												制限林	
6	り	(一)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.98	天	広葉樹		28	62												制限林	
6	り	(二)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		1.95	人	ヒノキ	12	28	390												制限林	
6	り	(三)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.80	人	ヒノキ	12	28	160												制限林	
6	ぬ	(一)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.25	天	広葉樹		76	38												制限林	
6	ぬ	(一)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.17	天	アカマツ		76	45												制限林	
6	ぬ	(二)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.82	人	ヒノキ	12	29	164												制限林	
6	ぬ	(三)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		2.30	人	ヒノキ	12	28	460												制限林	
6	る	(一)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.52	天	広葉樹		76	79												制限林	
6	る	(一)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.35	天	アカマツ		76	93												制限林	
6	る	(二)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		2.94	人	ヒノキ	12	29	588												制限林	
6	る	(三)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		1.24	人	スギ	15	29	331												制限林	
6	る	(四)	広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.02	天	広葉樹		29	1												制限林	
6			広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.09		道敷															制限林	
6			広島県	広島県	北広島町(芸北)	橋山	重之尾	132-1	広島県	水		0.15		沢敷															制限林	
合 計												202.19						49,246				46.92	3,407							

(2) 伐採計画及び造林計画の再計

(単位:ha, m3)

時 期	伐採計画		造林計画		備 考
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽	
I	3,409	46.92			
II					
III	4,801	46.92			
IV					
V	5,365	46.92			
VI					
計	13,575	140.76	0	0	

3 保育計画

保育の種類別計画

保育の種類	面積(ha)	備考
下刈り つる切り 除伐 枝打ち	該 当 な し	
合 計		

4要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育, その他の施業の計画

要整備森林又は要間伐森林の別	所在地				森林所有者名	施業の区分	施業の種類	面積 (ha)	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村(郡)	字(大字)	地番							
					該当なし						
	合計										

5 森林施業の共同化に関する事項

1 共同して行う施業の種類及びその実施の方法

ア 主伐

イ 造林

ウ 間伐

該当なし

エ 保育

2 その他共同化に関する事項

該当なし